

1 1/4

一、現在までの経緯

日韓船舶問題解決の基本方針（三七、二六）

(一) 日韓間の船舶の帰属に關しては、昨年九月十一日附総司令部より一九四五年八月九日現在朝鮮に置籍した日本船舶を韓国に引渡すべき旨の覚書が發せられ、その後右の置籍船舶の帰属の問題を含む日韓間の船舶に關する懸案の解決を解決する目的で、昨年十月三十一日より日韓船舶會議が開始され、昨年十二月まで二十四回に亘って日韓間に討議が行われ、今年一月十九日再開された。

會議の議題は次の通りである

- A. 朝鮮置籍船舶の返還に關する諸問題
- B. 一九四五年八月九日以降朝鮮水域にあった日本船舶の返還
- C. 韓国へ貸付した五隻の日本船舶の返還
- D. 韓国に抑留された日本漁船の返還

日本銀行の支店

[illegible]

今昔の變遷

今年一月十五日開校。

一、田舎十一ノ田舎ノリナ田舎ニ同シハ田舎田ニナリ
 二、田舎ノ田舎、田舎ノ田舎ニナリ田舎田ニナリ
 三、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 四、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 五、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 六、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 七、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 八、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 九、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ
 十、田舎ノ田舎ノ田舎田ニナリ田舎田ニナリ

日韓貿易促進協議書（一九六二）

(二) 現在までの人々談の状況は次の通りである。

(1) 前記の議題(A)はSCAPINに基ずくものであるが、今回の交渉場においては議題(B)と一括し、総合的な解決を図ること。

(2) 議題 (A) において双方が確認すべきに置ける船舶は、商船については、十五隻又五、八の七総屯であり、韓国側の主張し日本側が合意せず、目下懸案中のもの二隻又、一、一五の総屯である。

(3) 同く議題(A)における漁船は日本側の提出せるものは四隻であり韓国側の提出せるリストは五四隻二〇七六総屯てあるが日本側はその證うち四隻を確認したのみでその以外については確証を分えていない

(4) 議題(B)において、^{韓半}国側の提出したリストは四一隻又六、八五一隻であるが、日本側はその證據は不充へである。

張子新

Handwritten: NOVA extra

(一) 日本國の對馬

人 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一

[illegible][illegible]

(1) 中国

$\frac{1}{2} \sqrt{\frac{1}{2}}$

に基くものであり Korean Festivity Decor (による装飾)

ありとは解~~説~~し難いのでこれを直に採ることは出来ない。

の際若干の船舶を韓国側に引渡すことが得策である。

意ひ行なうもつとする

上げて行くものとし、必要な予算上の措置を二十七斗交予留并

[illegible]

においで行くものとする

(六) 右の引渡しにより今次の日韓間の船舶問題は最終的に解決したもうとし、韓国側は船舶に関する引渡し請求を、今後なされることを確約させるものとする。